

第2回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

日時	令和4年10月28日（金）13:00～16:00												
場所	大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階 大会議室												
出席者	<p>&lt;審議会委員・五十音順&gt;</p> <p>江淵委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局 次長）</p> <p>落合委員（株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業本部大阪ビジネスサポートプラザ 所長）</p> <p>中 委員（税理士《近畿税理士会》）</p> <p>松田委員（大阪学院大学商学部 准教授）</p> <p>山口委員（立命館大学共通教育推進機構 教授）</p> <p>&lt;大阪府&gt;</p> <p>三和課長・東野課長補佐・松本総括主査・久保田副主査</p>												
議題	<p>(1) 申出 NPO 法人に関する審議について</p> <p>(2) その他</p>												
<p><b>【議事要旨】</b></p> <p>(1) 指定更新申出 NPO 法人（特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブ レッツ）に関する審議について</p> <p>（事務局）書類審査及び現地確認の結果、申出法人は全ての指定更新基準に適合している旨を説明。</p> <p>（委員） 法人に確認したい内容を整理。</p> <p>資金繰り及び人件費の支払、これらの点から法人運営の継続状況の見通しについて。</p> <p><b>【法人入室 ヒアリング】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>出席者</td> <td>特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブ レッツ</td> <td>理事</td> <td>長尾さん</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同</td> <td>理事</td> <td>塚本さん</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同</td> <td>理事</td> <td>森本さん</td> </tr> </table> <p>（法人） 資料に沿って、次のとおり法人概要・事業概要を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当法人は、総合型地域スポーツクラブである。これは国が実施するスポーツ振興施策の一つの、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブで、各市町村に一つは作らなければならないもの。茨木市に茨木市立東市民体育館が建てられることになり、それを東地域の拠点とすべく、茨木市第1号の総合型地域スポーツクラブをそこに作ってはどうかという提案がなされたことが、当法人の起源。</li> <li>○ 茨木市体育協会が主体となり、茨木市の東地域に位置するスポーツ、自治会、公民館、福祉関係の団体に声を掛け、準備委員会が立ち上げられ、国の方針に則るために試行錯誤を重ねる中で、当法人が生まれた。</li> <li>○ 最初は、市が関わっていたスポーツ教室の指導員と運営委員の報酬の半分を充てることで資金を集めていた。総合型地域スポーツクラブとは、スポーツ活動と文化活動をするものであるため、現在もこれらの活動を行っている。</li> <li>○ 会員数は最初 200 人位から始まり、東市民体育館に指定管理者制度を導入することをきっかけに、当法人が立ち上げられ、指定管理者になった。以降、当法人が東市民体育館の指定管理を受</li> </ul>		出席者	特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブ レッツ	理事	長尾さん		同	理事	塚本さん		同	理事	森本さん
出席者	特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブ レッツ	理事	長尾さん										
	同	理事	塚本さん										
	同	理事	森本さん										

けている。

- スタッフについては、ワークシェアリングを行いながら、研修会を重ねつつ、確保してきた。指導員についても、当初から携わられており、やむを得ない場合を除き辞められた方はおらず、当法人で指導員として活動したいと希望する方もおられ、会員の中にもそのような声がある。会員と指導員とが、和気あいあいと交流しながら、スポーツを楽しく続けられている。

(委員)

- 5年間、条例指定NPO法人として活動されてきたが、条例指定によって変わったこと、あるいは地域に対するまなざしで、より重視されたことがあれば、教えていただきたい。

(法人)

- 寄附者の方からみると、条例指定を受けたことでどうということはない。5年が経過する中、「この地域でこれだけ安価でいろいろなスポーツ講座を開いていただき感謝」という声をいただいている。条例指定を受けた時もこうした声を聴いていたが、新しい会員からの感謝の言葉が増えてきており、また、条例指定を受けたことについての会員の方の認知が進んできていると感じている。

また、条例指定を受ける前に認定を取得していたが、認定と条例指定との違いは、条例指定には協働要件があること。条例指定を受ける前から協働に取り組んでいたが、これからも様々な方と協働していきたい。

(委員)

- ポッチャの取組み等を拝見し、総合型地域スポーツクラブは、生涯学習や、地域密着型の健康寿命を延ばしていくための担い手として期待されていることが分かるので、日頃の運営の中で、協働につながる、より充実した活動が展開されることを期待している。

(法人)

- 条例指定を受けていることから、協働を増やしていくべきとの自覚と使命感を持っている。例えば、地域のお祭りに出向き、出店の交渉を行っており、これにより、地域の方に知ってもらえる上、地域協働に取り組むことができる。

(委員)

- 今後の展望等についても、質疑応答の中でお伺いしていきたい。

(委員)

- 1点目として、事業報告書を拝見すると、イベントごとに寄附金を収入として書かれているが、これはイベントに募金箱を設けて得られた収入のことか。

(法人)

- 募金箱を設置しているのではなく、頂いた寄附をそこに充てているというもの。

(委員)

- 寄附は会員からのものが多いのか。

(法人)

- 大半はそうである。なお、当法人は認定 NPO 法人でもあるので、みなし寄附金が毎年 180 万円ほどあり、これも含めて使用している。

(委員)

- 会員からの寄附は、正会員からのものか、それとも一般会員からのものか。

(法人)

- 一般会員からのものと、指定管理に入っている業者からのものが約 3 分の 1 で、それ以外が約 3 分の 2 を超えるが、先の 180 万円がこれに当たる。60 万円が皆さまからの寄附。

(委員)

- 2 点目として、申出書に、老人クラブ等との協働事例が記載されており、小地域での地域密着型の取組みを重視されているようだが、他の総合型地域スポーツクラブとの協働や、他地域における協働の取組みなど、特徴的な案件や相手があれば教えていただきたい。

(法人)

- 大阪府内の総合型地域スポーツクラブの協議会との協働の取組みを行っており、見学や相談に来られたり、講師依頼を受けることもある。
- 公共施設であるため、利用団体から声を掛けていただいて、手伝いを行うこともある。

(委員)

- また、協働によって、「こんなことをやりましょう」という新たな展開に繋がった事例等があれば、教えていただきたい。

(法人)

- 茨木市内に 4 つの市民体育館の指定管理者があり、昨年度にその 1 つのシンコースポーツ株式会社との協働事業があった。これは、高齢者の健康や医療削減に結び付けることをテーマにしたヘルスケアの講座の中で、同社から無償貸与された計測器を活用し、受講者に計測をしていただく年 2 回行った取組みである。このように、他団体と良好な関係を築きながら、事業を行っている。
- 当法人は民間企業との結びつき方のノウハウを持っていない。この点について、市から事業を割り振られたことがあり、マラソンランナーを抱えている第一生命保険株式会社との取組みについて、当法人であればできるのではないか、と橋渡しをしていただいた。自発的に民間企業との協働は行えていないが、声をかけていただいて動くという形で取り組んできた。当法人が地域住民で運営されているということもあり、自発的という点は、今後の課題である。

(委員)

- この分野はとても可能性があると思っている。予防や健康維持については、国を含めて力を入れており、企業も従業員の健康管理に力を入れているので、茨木市にある企業と、何か一緒にできると思われる。
- また、部活動も地域移行を進める話があり、地域のクラブには昔からボランティアが運営等に

関わっているので、これらに関わられていくことにより、可能性がますます広がっていくと思われる。

- 健康な高齢者が増え、介護保険適用のタイミングを遅らせることや、シルバークラブとの協働もとても良いことであり、今後は、待ちの姿勢ではなく攻めの姿勢で、「こんなことできないか」と提案されていくことで、可能性が感じられる。

(委員)

- 会員の種類について、教えていただきたい。

(法人)

- 正会員は議決権を有する者、一般会員は行事に参加することができる者、準会員は指導員であり、また、一般会員には、ジュニア会員と大人の会員がある。

(委員)

- 長きにわたり、多数の会員から支援を受けられていることは、素晴らしい。  
そこで、会員組織の在り方として、現在の会員構成、年齢のボリュームゾーンの現状と、今後会費収入を増やして存続していくための課題、会員層や年齢層が変わることへの対応について考えられていることを教えていただきたい。

(法人)

- ジュニア会員向けの講座のほぼ全てが赤字である。受講料は、一般会員とジュニア会員が同一で、20回で3,500円。会費は、一般会員が月1,000円、ジュニア会員が500円という形になっている。ジュニア会員を対象とする講座は指導員の追加が多く必要となり、受講者が12人増えると指導員が1人、24人増えると指導員は2人という形で指導員が増え、会費が安いこともあり、赤字となる。一般会員向けに、定員が55人の抽選になるほどの人気講座が多数あり、これらは1人の指導者で55人を受け持つので、黒字である。
- 一般会員が減り、ジュニア会員が増えれば、赤字になるものの、ジュニア会員が増えてほしいと強く思っている。しかし、一方で一般会員が多いおかげで潤っているところもある。当法人が問題にしている、20代、30代、40代の会員が少ないため、子育て中のお母さんが子どもを預けている間に参加していただける講座を設けて、一時期は5、6人の子どもを保育することもあったが、ここ最近では減っている。
- 20代、30代、40代の会員が増えてほしいため、働いている方たちのために夜間の講座を設けるものの、なかなか受講者が集まらず、10人以上の参加者がいない場合は不開講にすることになっているが、実際は5、6人でも開講している。こうした講座は赤字になるが、これを止めてしまうと働いている方の場所がなくなるので、夜間と土曜日の講座をたくさん設けていきたい。20代、30代の方は忙しいとは思いますが、スポーツジムの会員になると、朝から夜までいつでも使えるというメリットがあるものの、会員の数は少ない。
- 現在、中学生までが19%、16歳から19歳が10%、20代から40代までが32%、残りは50代以上が占めており、50代が14%、60代以上が23%になる。これは会員の構成比率であるが、高齢者の方は参加数も多く、3つほどの講座に参加される方や、毎日来られる方も多い。20代、30代の方の参加が増えてほしいので、よい講座の種目があればご教示いただきたい。
- 高齢者の寄附者は多いが、子育て世代からの寄附はやはり少ない。家計的に厳しいという事情

があるのだと思われる。

(委員)

- ボリュームゾーンも変わってくるかと思うが、高齢者の方に3つの講座の1つを譲っていただいたり、新しく40代や50代の方に魅力的な講座を設けられる形で、会員を維持できればと思う。

(法人)

- 11月23日に茨木市が行う市民スポーツフェスティバルの中で、1時間弱の講座を行い、若い方にも参加していただけるような講座や無料体験等を行う。

(委員)

- このイベントの、どの部分を担当されるのか。

(法人)

- 東市民体育館で開催される、ニュースポーツ体験会や、講座の先生の協力を得ながら、定員に余裕のある講座のアピールを兼ねての無料体験会も考えている。
- 学生の方から意見をいただくと、紙媒体は読んでおらず、InstagramやTwitterで発信しないのかと言われる。私たちのスキルが追い付いておらず、やり方もわからないので、今、指導員に見てもらっているところで、ホームページについても職員の何人かが触れるようになってきたところ。スキルを高めながら発信していかなければ若い世代に認知していただけないので、今後、SNSを勉強しなければならない。

(委員)

- 気軽に始めていただければと思う。誠実に取り組んでいることが伝わるのが最も大事。おはようございます等、朝礼の延長というスタンスで始められてもいい。  
Twitterでは文章で発信する必要があるので、写真がメインのInstagramの方が始めやすく、続けやすいのではないかと。また、無理してアカウントを作成されても、使われていなければ活動が停滞しているのではないかと、といった具合にマイナスの広報になってしまう恐れがあるので、始められたら続けられることが大事。
- 骨盤ワークアウト等、内容面での工夫に加えて、子どもを対象とすれば手が掛かることを前提に充実した取組みを展開されているが、一般の方にもさらに広げられるような効果的な方法をSNSの活用を通して見つけられれば、懸念とされる若い世代への認知も広がるだろう。
- ただし、情報を発信されれば、受け手等と交流をしなければならなくなり、問合せに答えられる余裕を法人自身が備える必要があるため、指導員とは違った面で多くの方に手伝っていただく必要があることを踏まえ、組織の運営基盤の強化にも関心を向けていただきたい。

(委員)

- 会員については、何年も会員を継続されている方が多いのか。

(法人)

- 1年に1回、フェスタの時に、10年間継続して会員として活動された方を表彰している。今年

で8回目、毎回40、50人の方を表彰し、もうすぐ20年継続の会員が現れてくる。転勤や病気、高齢になって退会する場合を除いて、継続していただいている。

- 子どもだった会員が大人になって、ご自身の子どもも会員になってくれることもある。当法人を忘れず、世代が変わっても、会員を続けていただけていることが嬉しい。

(委員)

- 会員は継続されるので、ある程度の人数が毎年変わらずという状況なのか。

(法人)

- そのとおり、会員には続けていただいている状況。1教室で行っていたものが、2教室になったケースもある。
- 友人からの口コミが多い。茨木市の広報紙が2万数千部発行されているが、それ以上に口コミで会員が増えることが多い。近所で「どこへ行くの?」と聞かれ、「東市民体育館です」という会話をきっかけに体験講座を受講され、会員になっていただくこともある。

(委員)

- この審議会での審議にあたって必要な要件ではないものの、認定NPO法人制度の基準に照らし合わせると寄附者要件の100名以上をぎりぎり超えている状況が続いているため、大阪府の条例指定の法人となる上での50名という要件をクリアしているからいい、という水準で安心・満足せず、今までお示しいただいてきた内容の情報発信を通じて、さらなる支援者を獲得することにも挑戦していただきたい。その際、気負わずに行っていただき、着実に培われてきた取組みが今後も続くことを期待している。

(委員)

- 役員はほとんど女性で、設立当初は違ったようだが、何か理由はあるのか。

(法人)

- 男性の役員もおられたが、都合で辞められたり、他に移られたりということもあった。スタッフも女性が多く、男性は2人しかおらず、取組みを依頼する各団体の指導員も女性が多い。
- 報酬が最低賃金を少し超える程度で少なく、家計を支えることができず、男性に働いていただける場所になっていないのが現状。
- 男性は、競技以外の指導者は少ない。女性は、自分の習ったことを教えたいという理由から指導員を希望する方が多い。

(委員)

- 指導員が何人おられ、また、50人以上の人が集まる人気講座の内容を教えてください。

(法人)

- 指導員は34人で、人気講座はヨガ、ピラティスで、太極拳も人気がある。

(委員)

- 会員からの寄附は多いと思われるが、会員の意識としては、会費の上乗せのような感覚であっ

て、「寄附」という認識を持って拠出されていないのではないか。もっと発信を行われることにより、本来の「寄附」という形で拠出をしていただく方を増やせるのではないか。

例えば、貴法人がInstagramを行われていなくても、若い参加者の方に、撮影した写真を掲載していただくよう依頼する形での発信方法もある。また、障がい者の方へのボランティア活動の取組みをもっと宣伝し、会費の上乗せの感じではなく、「茨木市には行けないけれども応援したい」という方を増やしていければ、寄附者の人数も増えていくと考えられる。

(委員)

- 総合型地域スポーツクラブは受益者負担で行っているものであるため、会員を増やすことを目的に今まで取り組んでこられたと思われる。一方で、ファンを増やすことで、貴法人のこれまでの取組みと協働がさらに進むので、どうやってサポーターを増やすかが課題となるだろう。
- メンバー、ファン、サポーターのバランスが取れば、茨木市における貴法人の存在意義が大きくなり、商業型のスポーツクラブだけではできない部分にも活動領域が広がっていくと考えられる。
- 私たちに対する決意表明でもよいので、今後の展望について、お話をいただきたい。

(法人)

- 協働については、条例指定の要件であるか否かにかかわらず、皆さまに支えていただいている以上、いろいろなことにチャレンジしていきたい。課題は山積みであるが、1つ1つ乗り越えていき、今後も精進していきたい。
- 委員の方々のアドバイスを持ち帰り、考えて、前進し、5年、10年、15年、ずっと続くクラブにしたい。役員、スタッフ、指導員ともども頑張るって、地域のためにしんどいことも楽しみながら、「さすがスポーツクラブ レッツだな」と言われるように、チャレンジしていきたい。
- 総合型地域スポーツクラブは大阪府内にたくさんあるものの、条例指定も認定NPOも受けていないところが多いが、私たちの発信が足りないことが理由かもしれないので、制度の発展に繋げていきたい。

#### 【法人退室、委員審議】

(委員)

- 皆さま、質問やアドバイス等、ありがとうございます。要件を満たしているという前提のもと、各意見をいただいているという認識でよろしいか。

(全委員)

- 異議なし。

(委員)

- 審議の結果、特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブ レッツについては、大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を作成し、大阪府知事に提出してよろしいか。

(全委員)

- 異議なし。

(2) その他

(事務局) 翌年度の審議会のスケジュール等について説明。

(委員)

- 本日の審議会は、これをもって閉会する。